公告第280号

郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号。以下、「施設条例」という。）第23条第３項の規定により、郡山庭球場、東部体育館及び東部スポーツ広場について、郡山市勤労者研修センター条例（平成５年３月12日郡山市条例第７号。以下、「研修センター条例」という。）第22条第３項の規定により東部勤労者研修センターについて、指定管理者が定める利用料金の額を次のとおり承認した。

令和８年11月６日

郡山市長　椎根　健雄

１　郡山庭球場の利用料金の額について

（１）貸切使用料

施設名	単位	使用料
郡山庭球場	1面1時間	600円

備考

１　施設条例第３条第１項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料は、１時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

２　１の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（２）特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	貸切使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	貸切使用料の額の100分の200に相当する額

備考

１　種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が貸切使用料の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

２　入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

３　使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

（３）個人使用料

施設名	対象	単位	使用料	摘要
郡山庭球場	一般	１人１回	200円	１回の使用時間は、２時間とする。
	高校生・学生	１人１回	120円	
	中学生以下	１人１回	80円	

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（４）設備等使用料

種別	区分		単位	使用料
放送設備			１式１時間	400 円
郡山庭球場夜間照明設備	個人使用		１人１時間	200 円
	貸切使用	一般	１面１時間	600 円
		高校生・学生及び中学生以下	１面１時間	300 円
温水シャワー（個人使用）			１人１使用	300 円
温水シャワー（貸切使用）	郡山庭球場	男子更衣室	１日１室（５基）	2,500 円
		女子更衣室	１日１室（４基）	2,000 円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　東部体育館の利用料金の額について

（１）貸切使用料

区分	使用目的	対象	時間帯区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前９時から正午まで	正午から午後３時まで	午後３時から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午後７時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
使用者が入場料を	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1,800 円	1,800 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	7,200 円
		高校生・学生	1,100 円	1,100 円	700 円	700 円	700 円	4,300 円
		中学生以	700 円	700 円	400 円	400 円	400 円	2,600 円

徴さない場合		下						
	その他	営利目的	8,900円	8,900円	5,900円	5,900円	5,900円	35,500円
		その他	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	6,200円	6,200円	4,100円	4,100円	4,100円	24,700円
		高校生・学生	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円
		中学生以下	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
	その他（興行等）		53,700円	53,700円	35,800円	35,800円	35,800円	214,800円

備考

1　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

3　「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が体育館を使用するに際し、入場料を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

4　「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。

5　施設条例第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6　5の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

8　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（2）一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
体育館	2分の1面	貸切使用料の表の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

備考

1　時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、（１）貸切使用料の備考５及び６の規定を準用する。
2　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
3　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（３）個人使用料

対象	単位	使用料
一般	１人１回	200 円
高校生・学生	１人１回	120 円
中学生以下	１人１回	80 円

備考
1　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
2　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の又は中学校の生徒をいう。
3　「１回」とは、（１）貸切使用料のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥの時間帯区分における使用をいう。
4　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
5　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（４）附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分		単位	時間帯区分		
				Ａ又はＢ	Ｃ、Ｄ又はＥ	Ｆ
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	東部体育館	会議室	１室	500 円	300 円	1,900 円
その他	東部体育館	会議室	１室	1,500 円	1,000 円	6,000 円

備考
1　時間帯区分のＡからＦまでは、（１）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
2　時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、（１）貸切使用料の備考５及び６の規定を準用する。
3　時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
4　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に時間を含むものとする。

（５）設備等使用料

種別		単位	使用料
温水シャワー	個人使用の場合	１人１使用	300 円
	貸切使用の場合	１日１室（３基）	1,500 円
放送設備	東部体育館	１式１時間	500 円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

３　東部スポーツ広場の利用料金の額について

（１）設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
夜間照明設備	一般	30 分	700 円
	高校生・学生及び中学生以下	30 分	350 円

備考

１　「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

２　「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

３　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

４　郡山市東部勤労者研修センターの利用料金の額について

（１）施設使用料

室名	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１研修室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第２研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
第３研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

備考

１　使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

２　研修センター条例第３条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、１時間につき、午前９時から午後９時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の 100 分の 25 に相当する額を加算した額とする。この場合において、

使用時間が１時間未満のときはこれを１時間として、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

３　２の規定により加算した施設使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げる。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　承認期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで